

福岡県公報

平成19年11月26日

第 2 7 5 5 号

目 次

告 示 (第2217号 - 第2232号)

| | | | |
|----------------------------|------------|-------|---|
| 土地区画整理事業の換地処分の完了の届出 | (都市計画課) | | 1 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 1 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | | 1 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | | 2 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) | | 2 |
| 県営土地改良事業計画の変更決定 | (農地計画課) | | 3 |
| 家畜伝染病の発生 | (畜産課) | | 3 |
| 廃棄物が地下にある土地の区域の指定 | (廃棄物対策課) | | 3 |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 | (都市計画課) | | 3 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | | 3 |
| 大規模小売店舗の新設の届出 | (商業・地域経済課) | | 4 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 5 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 5 |
| 公共測量の終了 | (土木管理課) | | 5 |
| 公共測量の終了 | (土木管理課) | | 6 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 6 |

公 告

| | | | |
|---------------------------|-----------|-------|---|
| ○地理情報提供システム開発業務委託に係る提案の募集 | (高度情報政策課) | | 6 |
| ○平成19年度砂利採取業務主任者試験の合格者の発表 | (工業保安課) | | 7 |

告 示

福岡県告示第2217号

太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業の施行者である太宰府市から、換地処分を完了した旨の届出が平成19年10月25日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第2218号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字和田字ナメリ川原355 - 1、354 - 1、354 - 3 及び354 - 4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区箱崎4丁目9番38号
昭和食品工業株式会社 代表取締役 澄川 誠

福岡県告示第2219号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年11月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人鎮西の盛
- (2) 代表者の氏名
小山 昌弘
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県飯塚市川津215番地2第一高見ビル
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民全てに対して、地域住民の協力の下、高齢者の介護に関する事業・子供の健全育成事業を行うことにより、もって地域の福祉の推進・子供の健全育成の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2220号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年11月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人くるめ地産地消ネットワーク
- (2) 代表者の氏名
野村 義明
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市長門石5丁目2番32号
- (4) 定款に記載された目的
この特定非営利活動法人は、学校給食を中心に、筑後地域の児童（小中学校）及び父兄に対して、地域で生産された安全安心な農作物の生産、納入に関する事業、

或いは生産体験、食と農の授業に関する事業を行い、地域児童の食育、健全育成を図る。主な活動は地域を担う青年農業従事者が中心となり、産・官・学・民のネットワークにより地域のモデル作りを行ない、地域循環型の社会（食育都市）を創造し、地域社会の食育の推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2221号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年11月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人シニア情報プラザ久留米
- (2) 代表者の氏名
黒川 幸治
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市六ツ門町7番地16
- (4) 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、主に高齢者に必要な情報、場所、機会を提供することにより、高齢者がいきいきと充実したシニアライフを送ることのできる社会づくりに寄与するとともに、またその場所を中心部商店街に置くことで商店街の活性化にも寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、主に高齢者、障害者等に必要な情報、場所、機会を提供することにより、高齢者が、障害者等がいきいきと充実した生活を送ることのできる社会づくりに寄与するとともに、またその場所を中心部商店街に置くことで商店街の活性化にも寄与することを目的とする。

福岡県告示第2222号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|---------------------------------------|--------------------------------|-------|
| 県営中牟田地区土地改良（農道整備・農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し | 平成19年11月26日から 平成19年12月25日まで | 筑前町役場 |

福岡県告示第2223号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

| 家畜伝染病の種類 | 家畜名 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 頭数 | 発生の場所 | 発生年月日 |
|----------|-----|-------------|----|----------|----------|
| ヨ－ネ病 | 牛 | 患畜 | 1頭 | 朝倉市持丸841 | 19・10・25 |

福岡県告示第2224号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定する区域
遠賀郡芦屋町大字山鹿35 - 13の一部
- 2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に規定する芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であって廃止されたもの

福岡県告示第2225号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称
大野城市上大利北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成13年10月31日から平成21年3月31日まで
- 3 施行地区
大野城市上大利2丁目、上大利4丁目、大字上大利及び大字白木原の各一部
- 4 事務所の所在地
大野城市大字上大利662番地
- 5 設立認可の年月日
平成13年5月17日
- 6 変更認可の年月日
平成19年11月13日

福岡県告示第2226号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福

岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ベスト電器大佐野店
- (2) 所在地 太宰府市 都市計画事業佐野土地区画整理事業38街区20 - 1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2227号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年11月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ベスト電器New八女店
- (2) 所在地 福岡県八女市大字蒲原字大島737番地の1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | 住 所 |
|-----------|------------------|
| 株式会社ベスト電器 | 福岡市博多区千代六丁目2番33号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | 住 所 |
|--------|-----|
| | |

| | |
|--------------|------------------|
| 株式会社ベスト電器 | 福岡市博多区千代六丁目2番33号 |
| 株式会社ベストファミリー | 福岡市博多区千代六丁目2番33号 |
| その他未定 | |

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年7月9日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,048㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐 車 場 の 位 置 | 収容台数(台) |
|------------------------|---------|
| 福岡県八女市大字蒲原字大島737番地の1 外 | 203 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐 輪 場 の 位 置 | 収容台数(台) |
|------------------------|---------|
| 福岡県八女市大字蒲原字大島737番地の1 外 | 125 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|------------------------|------------|
| 福岡県八女市大字蒲原字大島737番地の1 外 | 63.0 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|------------------------|------------|
| 福岡県八女市大字蒲原字大島737番地の1 外 | 39.88 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------|-------|---------|
| 株式会社ベスト電器 | 午前10時 | 午後9時45分 |
| 株式会社ベストファミリー | 24時間 | |
| 未定 | 午前10時 | 午前2時 |

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
4ヶ所 福岡県八女市大字蒲原字大島737番地の1 外
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

福岡県告示第2228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------|------------|--------------|-------|--|-------------------|--------------|
| 飯 塚 | 一 般 道 | 211号 | 前 | 嘉麻市牛隈854番1先から 同市牛隈1422番5先まで | 10.0 ~ 21.0 | 260.0 |
| | | | 後 | 同上 | 10.0 ~ 21.0 | 260.0 |
| 飯 塚 | 主 要 地方道 | 穂 波 線 嘉 穂 | 前 | 嘉穂郡桂川町大字土師1378番1先から 同郡同町大字土師850番先まで | 10.3 ~ 15.5 | 108.7 |
| | | | 後 | 嘉穂郡桂川町大字土師1378番1先から 同郡同町大字土師859番先まで | 10.3 ~ 13.4 | 115.5 |

| | | | | | | |
|-----|-----|----------------|---|------------------------------|-------------------|-------|
| 飯 塚 | 県 道 | 口 の 原 線 稲 築 | 前 | 飯塚市有安675番先から 同市有安546番7先まで | 12.0 ~ 45.0 | 408.0 |
| | | | 後 | 同上 | 9.0 ~ 45.4 | 408.0 |

福岡県告示第2229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|----------------|--|
| 飯 塚 | 211号 | 嘉麻市牛隈854番1先から 同市牛隈1422番5先まで |
| 飯 塚 | 穂 波 線 嘉 穂 | 嘉穂郡桂川町大字土師1378番1先から 同郡同町大字土師859番先まで |
| 飯 塚 | 口 の 原 線 稲 築 | 飯塚市有安675番先から 飯塚市有安546番7先まで |

福岡県告示第2230号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通大臣から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|---|------------|
| 平成17年度着手 久留米市、直方市、田川市、行橋市、小郡市、春日市、苅田町 平成18年度着手 北九州市、福岡市、大牟田市、飯塚市、柳川市、大川市、古賀市、新宮町、瀬高町、福智町 | 平成19年3月31日 |

福岡県告示第2231号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、苅田町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・水準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|-----------------|-------------|
| 京都府苅田町大字与原の一部地域 | 平成19年10月31日 |

福岡県告示第2232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|------|-----------------------------------|
| 久留米 | 264号 | 久留米市白山町192番22先から 同市白山町192番8先まで |

公 告

公告

次のとおり地理情報提供システム開発業務委託に係る提案を募集します。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

地理情報提供システム開発業務に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（共同体で参加する場合は(1)から(4)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者
- (3) 各構成員が本提案への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。
- (4) 3者以内で構成されていること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡県企画振興部高度情報政策課システム指導班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3196

- (2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成19年12月14日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会

ア 日時

平成19年11月28日（水）午前10時30分から午前12時まで

イ 場所

福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎 603 B 会議室

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成19年12月17日（月）午後5時（締切厳守のこと。）

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）

公告

平成19年度砂利採取業務主任者試験（平成19年11月9日実施）の合格者を次のように発表する。

平成19年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

合格者受験番号

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 4 | 9 | 15 | 16 | 19 |
| 20 | 25 | 26 | | | |

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています